2022年2月22日

太洋物産株式会社 代表取締役社長 柏原 滋

株式会社敷島ファームの委任状勧誘書類に記載の 当社アドバイザリーと称する者が行った行為に関するお知らせ

2022 年 3 月 1 日に開催予定の当社の臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)に関して、当社は、「取締役 4 名選任の件」について会社提案を行い、株式会社敷島ファーム(以下「敷島ファーム」といいます。)は、「取締役 5 名選任の件」について株主提案(以下「本株主提案」といいます。)を行っております。

当社は、同年2月17日、敷島ファームが、一部の当社株主に対して、本株主提案に係る委任状 勧誘のために「委任状による議決権行使のお願い」と題する書類等(以下「本敷島ファーム委任状 勧誘書類」といいます。)を発送したことを認識しました。

敷島ファームは、本敷島ファーム委任状勧誘書類の「2.コンプライアンス意識欠如・ガバナンス不全の現状について」において、「現経営陣は、株主様に対して違法な手段により委任状勧誘をしている疑いがあります」として、当社のアドバイザリーと称する者が作成したと思われる文書(以下「本文書」といいます。)について記載しております。かかる記載を受け、当社は、直ちに当該アドバイザリーと思われる者(以下「本アドバイザリー」といいます。)に事実確認をしましたので、株主の皆様に対して、以下のとおりご説明申し上げます。

## 1. 事実関係の確認結果

当社は、本文書について一切関知しておらず、本敷島ファーム委任状勧誘書類により初めて認識しました。

そのため、本アドバイザリーに本文書について事実確認をしたところ、本アドバイザリーは、当時、開催が予定されていた当社の臨時株主総会における会社提案の説明対応に関連してお願いするために当社株主を訪問していた際、訪問時に不在であった当社株主1名の郵便受けに本文書を投函したとのことです。本アドバイザリーによれば、本文書は本アドバイザリー独自の判断により当社には報告せず作成を進めていたドラフト検討途中のものであり、そのため、宛先が「〇〇 〇〇様」と記載されていたとのことです。また、本アドバイザリー担当者が、上述の当社株主1名を訪問した際に当該当社株主が不在であったため、何か残しておかなくてはならないと考え、当該担当者の独断でドラフト検討中として所持していた本文書を、当該当社株主1名の郵便受けに投函したとのことであり、当該当社株主1名以外には、不特定多数の当社株主に対して本文書又は類似の書類を交付した事実はないとのことです。

当社は、当時、本アドバイザリーに対して、本株主提案に対する対応策に関するアドバイス等を委託していたものの、当社の臨時株主総会の招集通知発送前の委任状勧誘行為の実施については、指示や委託をしておらず、また、本文書についても一切関知しておりません。本アドバイザリーの上記行為は、当社が意図及び認識していないところで、本アドバイザリーの独自の判断で行われたものです。当社は、当社が意図及び認識していないところで、本アドバイザリーによる上述のような行為がなされたことにつき、誠に遺憾に思っております。

## 2. 当社の対応

上記1の事実関係の確認結果を受け、当社は、本アドバイザリーに対して当社が意図及び認識していないところで上記1に記載したような行為を行ったことについて厳重注意いたしました。また、当社は、本アドバイザリーとの業務委託契約を解除いたします。本文書を受領された上述の当社株主様にはご迷惑をおかけしたことをお詫び申し上げます。

当社としましては、今後、かかる事態が生じることのないよう、徹底してまいります。当社株 主の皆様におかれましては、会社提案にご賛同いただき、引き続き変わらぬご支援を賜りますよ うお願い申し上げます。

以上